

【静岡県の緊急事態宣言にかかる焼津文化会館の対応について】

焼津市は県の緊急事態宣言を受け、公共施設である文化会館は、期間中の開館時間の短縮および新規貸館受付を停止いたします。

<対象期間> 令和3年8月20日～令和3年9月12日

※上記期間は貸館があった場合のみ、最大午後8時までの開館。

貸館対応について

<変更前> 使用時間(夜間区分) 午後6時～午後9時30分まで

<変更後> 使用時間(夜間区分) 午後6時～午後8時まで

※夜間区分の変更による使用料金の変更はありません。ご了承ください。

※時間内に1階事務所窓口へ鍵を返却し、退館してください。

緊急事態宣言期間前の8月19日までに許可が降りているホールの使用については、施設収容人数の50%を超えている場合でも使用は可能です。

貸館施設ご利用のみなさまにおきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための感染対策を改めてご確認のうえ、徹底していただきますようお願いいたします。

焼津文化会館の当公社主催公演について

当公社の主催事業については、検温、消毒、換気、密にならないご案内等の十分な感染対策を行ったうえで開催をいたします。

ご参加にあたり会館からの「お客様へのお願い」をご確認いただき、安心、安全な開催にご協力くださいますようお願いいたします。

※各公演についての詳細は、お電話にてお問い合わせください。

みなさまのご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<お問い合わせ>

焼津市焼津文化会館指定管理者

公益財団法人 焼津市振興公社

電話：054-627-3111

営業時間：午前9時～午後5時(月曜日休館)